

徳山ダム建設事業に関する事業実施計画変更の概要

○変更について

1. 町村合併による住所の変更

Ⅲ 施設の位置及び概要

1 位置

木曾川水系揖斐川

右岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田

岐阜県揖斐郡揖斐川町鶴見

左岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町徳山

岐阜県揖斐郡揖斐川町東杉原

2. 事業工期の変更

V 工期

昭和 46 年度から 平成 23 年度までの予定。ただし、概成は平成 19 年度

(なお、昭和 46 年度から建設省が施行中のものを水資源開発公団が承継した。)

変更理由：

徳山ダムは平成 19 年度に完成させるため、平成 17 年度～平成 18 年度において特定事業先行調整費を導入した。その回収の完了が平成 23 年度となることから工期延期を必要とする。

ただし、徳山ダム建設工事は、平成 19 年度完了し管理を開始することから「概成は平成 19 年度」と明記するものです。

※特定事業先行調整費とは、

特定事業先行調整費制度は、経済的な工程で事業を実施するときに一時的に年度事業費が大幅に増加するダム及び調整池の本体工事等を計画的かつ的確に実施し、事業工期の遵守、予算の平準化及び事業に係る費用の縮減を図ることを目的に、機構の自己資金を支弁することにより、先行的に年度事業費を調整し、後年度に所定の財源で支弁した自己資金を回収しようとする制度です。